

電気工事士免状に関する交付 手数料の一部改正について

令和4年7月1日から、京都府における電気工事士免状がプラスチックカードとなったことに伴い、京都府手数料徴収条例施行規則の一部改正が行われ、第一種電気工事士及び第二種電気工事士免状の書換えに関する手数料について、令和4年7月1日から以下のとおり変更しました。

【電気工事士免状手数料改正額】

	改正前 (令和4年6月30日まで)	改正後 (令和4年7月1日から)
免状書換え	2, 100円	2, 700円

詳しくは、京都府 危機管理部 消防保安課 安全・救急係
(電話：075-414-4470) までお問い合わせください。